

ふじのくにカーボンクレジット創出支援業務委託に係る 受託事業者募集要項

1 事業の目的

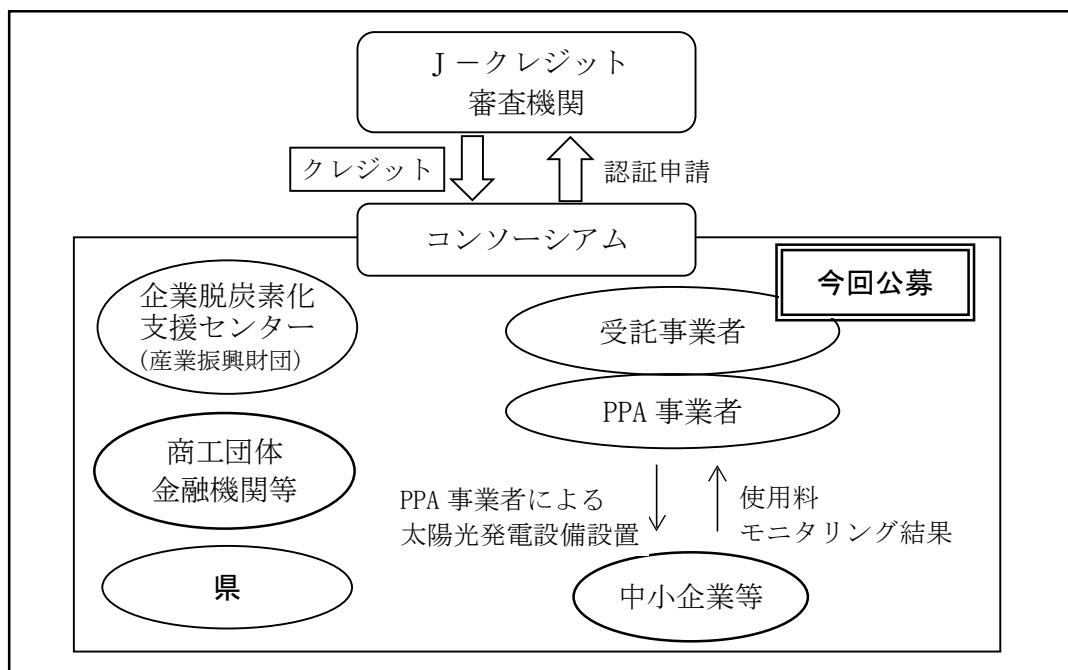
静岡県では、「ふじのくにエネルギー総合戦略」に基づき、2050年カーボンニュートラル社会の実現と、環境と経済の好循環の形成を目標としており、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用等による二酸化炭素排出削減量を国がクレジットとして認証し、企業等での流通を促進する「J-クレジット」制度の活用を推進している。

J-クレジットについては、省エネ機器の導入によるクレジット創出が進む一方で、再生可能エネルギーの利用による創出が遅れており、なかでも中小企業が取り組めるモデルの構築が急務となっている。

そこで、公募により選定した事業者（以下「受託事業者」という。）が、太陽光発電設備の購入を希望する中小企業等を募ってコンソーシアムを形成し、PPA※により設置した太陽光発電設備により生み出される再生可能エネルギーの環境価値をクレジット化する取組をモデル的に実施し事業効果や課題の検証を行うことで、同モデルの県内への普及拡大を図ることを目指す。

※PPA：エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態。

PPA 事業者：需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。



2 公告

令和5年6月21日（水）に静岡県ホームページに掲載

3 業務の概要

(1) 事業名

ふじのくにカーボンクレジット創出支援業務委託

(2) 事業の内容

ふじのくにカーボンクレジット創出支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 事業実施期間

協定締結の日から令和6年3月29日まで

- (4) 委託料上限額
2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 担当部局及び連絡先

静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課

住所 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

T E L 054-221-2949 電子メール energy@pref.shizuoka.lg.jp

5 応募資格

次の掲げる条件をすべて満たしていること。なお、共同で事業を実施する（以下「共同事業体」という。）場合においては、全ての構成員が条件を満たすこと。

- (1) 静岡県内に主たる事務所又は事業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 参加表明書（企画提案書）の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 太陽光発電設備等について精通していること。
- (8) 本事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- (9) 共同事業体で応募する場合においては代表する法人を定めること。

6 応募方法

(1) 日程

ホームページによる公告開始	令和5年6月21日（水）
質問票の提出期限	令和5年6月27日（火）午後5時
質問票の回答	令和5年6月30日（金）
参加表明書・企画提案書の提出期限	令和5年7月4日（火）午後5時
審査会	令和5年7月12日（水）（予定）
審査結果の通知	令和5年7月13日（木）

※応募者の状況により変更する場合がある。

(2) 参加表明書、企画提案書の提出

本企画提案方式に参加を希望する者は、次により参加表明書、企画提案書を提出すること。

ア 提出期間

令和5年6月21日（水）から7月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

イ 提出方法

4に示す窓口にて持参、郵送、電子メール、いずれかの方法にて提出すること。

（郵送の場合）

- ・提出期限までに必着すること

（電子メールの場合）

- ・電話で着信を確認すること
- ・送信された企画提案書のプリントアウトは白黒印刷で行う。
- ・使用可能なソフトは、ワード、エクセル又はPDFファイルとし、容量は5MB以内とすること。

ウ 提出内容

- ・参加表明書（様式1号） 1部
- ・企画提案書（様式2号） 1部
- ・金額内訳書（様式任意） 1部
- ・応募資格関係確認書類 1式

(ア) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

申請日から3ヶ月以内のもの

(イ) 納税証明書（国税）

税務署が発行する法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書で、申請日から3ヶ月以内のもの。

(ロ) 納税証明書（県税）

静岡県の財務事務所が発行する静岡県税の納税証明書で、申請日から3ヶ月以内のもの。

(ハ) 直近2事業年度の財務諸表の写し（貸借対照表及び損益計算書）

(ニ) 会社概要書

設立年月日、所在地、事業内容、組織体制等が記載されたもの。パンフレット等による代替も可とする。

(ホ) J-クレジットの認証を受けたことがある者は、認証を証明する資料

(3) 本募集要項等についての質問の受付及び回答

質問は、質問書（様式3号）により行うものとする。

質問に対する回答書は、質問書を受付した日から2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に質問者に対して電子メールにより行うほか、下記により閲覧に供する。

ア 質問書受付期間

令和5年6月21日（水）から6月27日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

イ 質問書提出先

4に示す窓口

持参、郵送、電子メール（電子メールの場合は着信を確認すること。）のいずれの方法でも可。

ウ 回答書閲覧期間

回答した日から令和5年7月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

エ 回答書閲覧場所

4に示す窓口で閲覧するほか、静岡県エネルギー政策課ホームページに掲載する。
ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-150/energy.html>

7 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

企画提案書は様式2号により作成すること。
その他、様式に記載した留意事項を参照の上作成すること。

8 審査の実施

企画提案書の内容等について、別に設置する「ふじのくにカーボンクレジット創出支援事業に係る事業者選考審査委員会」（以下「選考審査委員会」という。）において、下記9に示す評価項目に基づき審査を行い、最も優れた提案をした者を候補者として決定する。
なお、提出書類に対する不明点等については、個別に聞取りを行う場合がある。

9 評価項目

	評価項目	評価基準	配点
1	業務実績	J-クレジットもしくは同様なカーボンクレジットの取得について、十分な実績を有しているか。	10
2	実施体制	業務を適正かつ確実に実施するための体制が整い、能力を有した人材を確保しているか。	10
3	提案内容	提案内容が的確で効果が見込めるか。	20
4	説明内容	説明や資料がわかりやすくまとめられているか。	5
5	経費適正	予算の積算内訳が適切か	5
		合計	50

・審査員の平均得点が30点を下回る場合は失格とする。

10 選定結果

選定結果については、すべての企画提案者に通知する。

11 契約方法

静岡県と契約候補者は協議により、企画提案書の内容に基づき委託業務に係る仕様を確定させ、契約を締結する。

12 その他

- (1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは原則11ポイント以上とする。
- (2) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる。
 - ・提出期限を過ぎて書類が提出された場合
 - ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ・その他県があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案は、1者につき1案とする。
- (4) 企画提案書の作成及び提出、ヒアリングに要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。
- (6) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (7) 提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- (8) 提出された書類は、静岡県情報公開条例（平成12年10月27日条例第58号）に基づ

く情報公開の対象となる。

- (9) コンソーシアムに参加する PPA 事業者は、コンソーシアムに参加する中小企業等の建物屋上への太陽光発電設備やモニタリング機器の設置に要する経費について、必要に応じて、別に定める補助金を活用することができる。